

高圧

基本契約要綱以外の供給条件

(電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

2026年1月1日実施

中部電力ミライズ株式会社

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この基本契約要綱以外の供給条件は、当社が定める定型約款のうち中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域で適用する 2025 年 4 月 1 日実施の「基本契約要綱（高圧）」（当該要綱が変更された場合は、変更後の要綱をいい、以下「基本契約要綱」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2026 年 2 月分の料金に係る計量期間等から 2026 年 4 月分の料金に係る計量期間等までといたします。

3 燃料費調整単価

(1) 燃料費調整単価

2 (適用期間) に定める適用期間において使用された電気に係る電力量料金に適用する燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

(ア) 当社が定める2025年3月1日実施の「基本契約要綱以外の供給条件（電気料金の軽減措置）」（当該供給条件が変更された場合は、変更後の供給条件をいい、以下「基本契約要綱以外の軽減措置」といいます。）の適用を受ける場合

基本契約要綱および基本契約要綱以外の軽減措置に定める燃料費調整単価によらず、次の算式により算定された値といたします。

$$\text{燃 料 費} = \text{基本契約要綱以外の軽減措置により}\text{ 調整単価} - \text{（2）の特別措置の燃料費調整単価}\text{ 燃料費調整単価として算定された値}$$

(イ) (ア)以外の場合

基本契約要綱に定める燃料費調整単価によらず、次の算式により算定された値といたします。

$$\text{燃 料 費} = \text{基本契約要綱により燃料費調整単価}\text{ 調整単価} - \text{（2）の特別措置の燃料費調整単価}\text{ として算定された値}$$

(2) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年2月分の料金に係る計量期間等から2026年3月分の料金に係る計量期間等	2026年4月分の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	2円30銭	0円80銭

4 その他の事項

その他の事項については、基本契約要綱および基本契約要綱以外の軽減措置に定めるところによるものといたします。